

■あつたかふれあいセンター
事業委託費

あつたかふれあいセンター
よりあいの開所が6月から10
月にずれこんだことによる減
額補正 $\Delta 594$ 万円

上したもの 1611万円

歳出

■国庫返還金

前年度、24年度の国庫支出
金が確定したことにより精算
をし、受入超過分を返還する
もの 2176万円

■県返還金

特定健診等の返還金
25万円

歳入

【国庫支出金】

■財政調整交付金

収支の不足額の調整を行う
ためのもの 590万円

【前期高齢者交付金】

■前期高齢者交付金

平成25年度は4億4611
万円と確定をしたことによ
り、差額の1611万円を計

公益的法人等への職員の派
遣等に関する条例の制定

現在、町の産業振興を図る
ための新産業創造事業として
缶詰工場の整備を進めてお
り、この工場の運営等は第三
セクターでの運営を検討して
いる。

この第三セクターの運営
は、その業務が地域の振興に
寄与するものであり、かつ町
の事務、事業と密接な関連を
有しており、政策推進を図つ
ていくためには職員の人的支
援が必要と考えている。

また、今後職員の人材育成
や地域の振興、住民の生活の
向上等に寄与する場合、その
他の公益的法人等への職員の
派遣等が考えられる。

このため、公益的法人等へ
の一般職の地方公務員の派遣
等に関する法律に基づいて新
たに町条例を制定するもの。
可決(全員)



基礎工事中の缶詰工場 (入野早咲地区)

条例を新たに制定するもの。

施設の設置目的は、地場産
業振興による雇用の場の確保
と観光振興等による交流人口
の拡大を図り、情報発信等に
よる地域活性化に資すること
とし、その名称は公募により
黒潮町さが交流拠点施設「な
ぶら土佐佐賀」としている。

運営管理は、指定管理者に
これを行わせることができる
と定め、施設使用料は、既に
指定管理制度を導入の他の施
設を参考に決定したいと考え
ている。
可決(全員)

黒潮町子ども・子育て支援 会議設置条例の制定

国が少子化対策の一環とし
て平成24年8月に「子ども・
子育て支援法」を制定し、平
成27年度から本格施行とな
る。この支援法により市町村

かねてから建設を進めてい
たさが交流拠点施設が、平成
26年3月に完成する運びとな
り、この施設の完成後の適正
な運営、管理が必要になった。
このため黒潮町さが交流拠点
施設の設置及び管理に関する

黒潮町さが交流拠点施設の 設置及び管理に関する条例 の制定

は子ども・子育て支援事業計
画を策定しなければならぬ
とされ、この計画を策定する
に当たっては、市町村は条例
で定めるところによりその意
見を聞くため審議会その他の
合議制の機関を設けるよう努